

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
肱川の減災に係る取組方針
(案)

平成28年9月12日

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔大洲市、愛媛県、気象庁、四国地方整備局〕

1. はじめに
協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

2. 本協議会の構成員
肱川に関係する大洲市、愛媛県、気象庁、四国地方整備局の構成員を記載

3. 肱川の概要と主な課題
河川の特徴、昭和18年の災害、平成16年、平成17年の災害および想定最大規模降雨による洪水浸水想定、これらを踏まえた主な課題を記載

4. 現状の取組状況

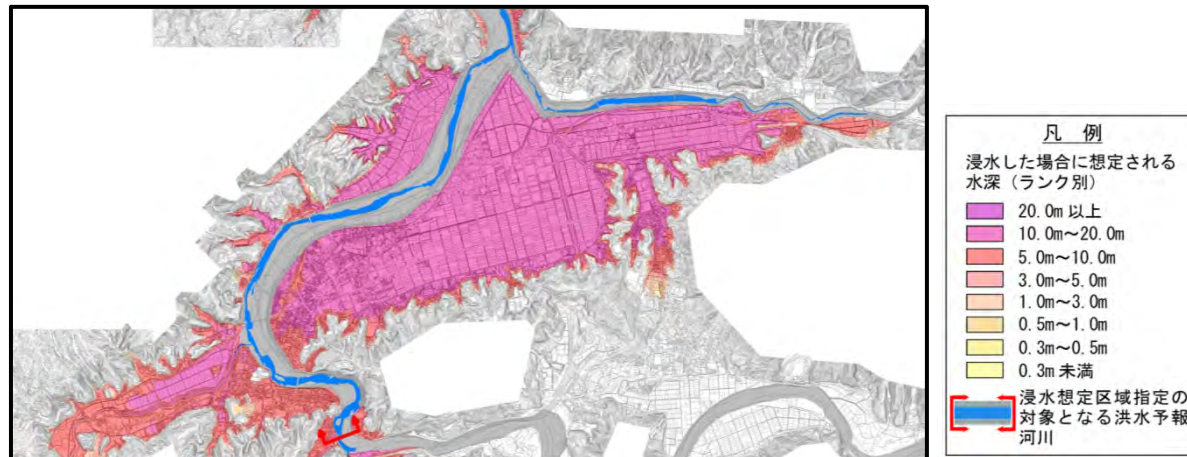
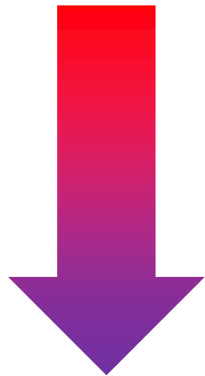
4. 現状の取組状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

『リスク情報の周知』、『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』、『避難勧告等の発令基準』、『避難場所、避難経路』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『避難誘導體制』

○現状

- ・ 肱川及び矢落川において、計画規模降雨及び想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定等し、大洲河川国道事務所のweb等で公表している。



● 課題

- ・ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域等について、住民にどのような現象による浸水想定であるか理解を深めて貰う必要がある。
- ・ 肱川上流部分の浸水が想定される区間（指定区間）の想定最大規模降雨による洪水浸水想定等が作成されていない。

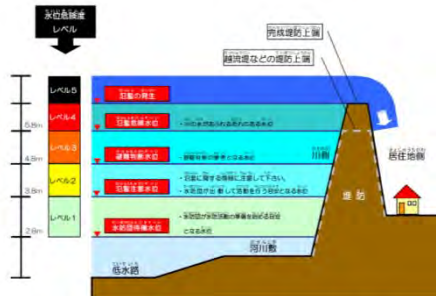
4. 現状の取組状況

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

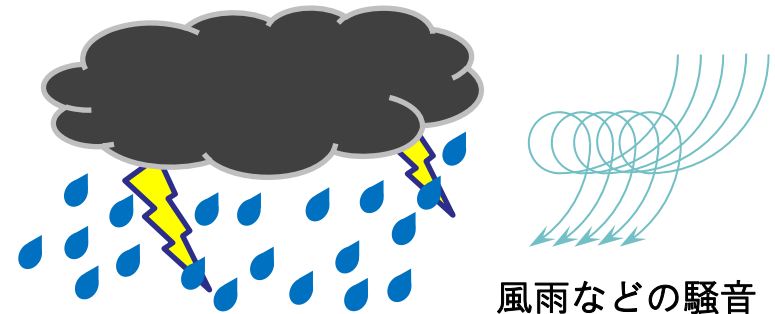
『リスク情報の周知』、『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』、『避難勧告等の発令基準』、『避難場所、避難経路』、『住民等への情報伝達の体制や方法』、『避難誘導體制』

○現状

- ・ 避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、大洲河川国道事務所と気象台の共同で実施している。
- ・ 防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送等を実施している。



氾濫危険水位の設定及び情報提供



風雨などの騒音

● 課題

- ・ 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。
- ・ 大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・ **計画規模降雨を超える洪水に対する具体的な避難誘導及び要配慮者の避難体制の構築ができていない。**

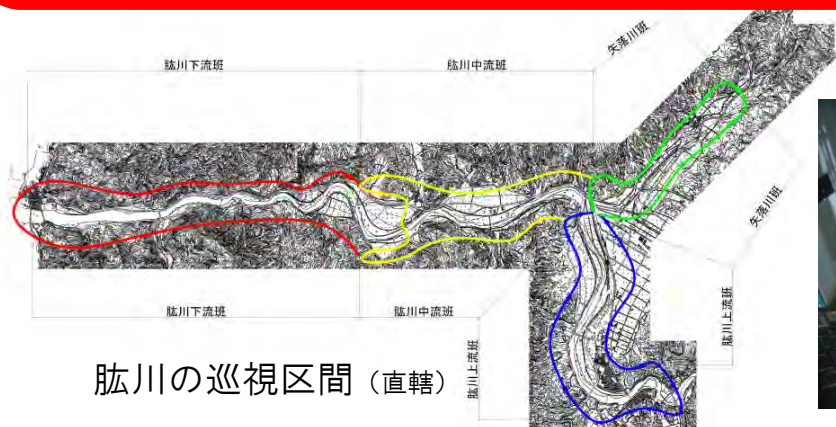
4. 現状の取組状況

② 水防に関する事項

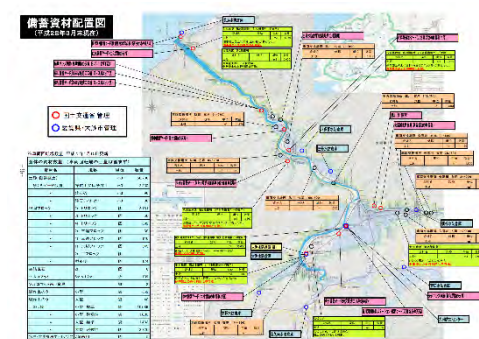
『河川水位等に係る情報提供』、『河川の巡視区間』、『水防資機材の整備状況』、『市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応』

○現状

- ・ 出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所との合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・ 防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



肱川の備蓄資材配置図 (直轄)



● 課題

- ・ 河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・ 想定最大規模降雨による洪水の場合、現在備蓄している水防資機材での水防活動では対応不可能であり、また、避難活動に必要な資機材の整備もできていないことから、適切な水防活動の実施に懸念がある。

4. 現状の取組状況

③ 氾濫水の排除、施設運用等に関する事項 『排水施設、排水資機材の操作・運用』、『既存ダムにおける洪水調節の現状』

○現状

- ・ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器等において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。



照明車



排水ポンプ車



● 課題

- ・ 現状の配置計画では、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
- ・ 想定最大規模降雨による洪水の場合、樋門や雨水ポンプ場等自体が浸水し、機能停止になる可能性がある。

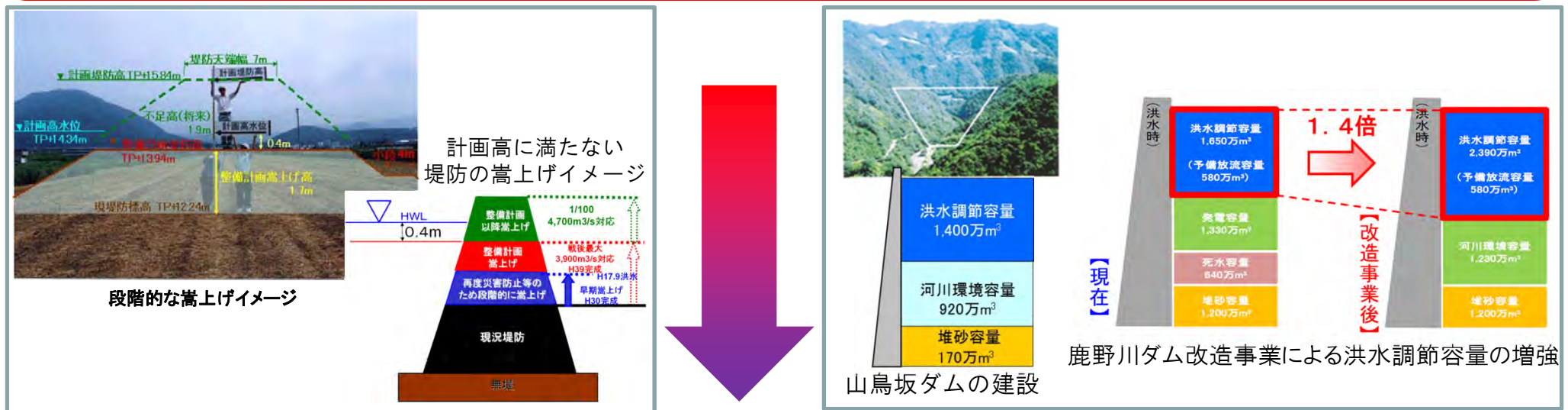
4. 現状の取組状況

④ 河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

○現状

- ・ 洪水を安全に流下させるよう堤防整備に併せて、洪水調節能力を増強させるために鹿野川ダム改造事業と山鳥坂ダム建設事業を推進している。
- ・ 計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、下流から堤防整備を推進している。



●課題

- ・ 無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫するおそれがある。
- ・ 計画規模降雨を超える洪水の場合、無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、少しでも避難時間を確保できる状況となっていない。

5. 減災のための目標

5. 減災のための目標

■ 5年間で達成すべき目標

手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴を踏まえ、肱川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す

※手のひらのような、洪水が集中しやすい地形の特徴…支川が多く洪水が集中しやすい、流れにくい、吐けにくい地形。

※大規模水害…「**現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水**」を対象とする。

※逃げ遅れゼロ…ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

河川管理者が実施する堤防整備等、洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

【補足説明】

以下のとおり、各々の定義により使い分けを行い、表記します。

現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水

- ・・・整備途上の段階である河川管理施設に対し、その施設能力を大幅に上回る洪水及び計画されている施設能力では防ぎきれない洪水であり、想定最大規模降雨による洪水も含む。
なお、本取組方針において、以下の用語の記載の無いものは、この定義によるものとする。

想定最大規模降雨による洪水

- ・・・現時点で想定し得る最大規模の降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨を超える洪水

- ・・・基本高水流量の設定の前提となる年超過確率1/100の規模の降雨を超える降雨により発生する洪水を対象とする。

計画規模降雨による洪水

- ・・・基本高水流量の設定の前提となる年超過確率1/100の規模の降雨による洪水を対象とする。

6. 概ね5年で実施する取組

6. 概ね5年で実施する取組

1) ハード対策の主な取組

■洪水を河川内で安全に流す対策 ※現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対しては、避難時間の確保にも資する対策として実施

〈肱川〉

- ・ 惣瀬箇所 の 堤防整備
- ・ 小長浜箇所 の 堤防整備
- ・ 東大洲箇所外6箇所 の 段階的嵩上げ
- ・ 旧堤撤去による流下能力不足解消
- ・ 鹿野川ダム の 改造

〈久米川〉

- ・ 久米川工区 の 段階的嵩上げ

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・ 早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備
- ・ 肱川減災対策計画に基づく排水路の整備
- ・ 避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置計画の検討を実施
- ・ 光ファイバーの二重化、架空区間の埋設化の検討を実施
- ・ 堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備
- ・ 水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備
- ・ 計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討

6. 概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・避難行動等に必要の情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備
- ・避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施
- ・計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの作成及び訓練の実施
- ・計画規模降雨を超える洪水も対象とした近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討
- ・計画規模降雨を超える洪水も対象とした浸水地区の避難所、避難経路等の検討
- ・洪水予報文の改良
- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
- ・ハザードマップ（統合型防災マップ）の改良・周知
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組
- ・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施
- ・計画規模降雨を超える洪水を考慮した災害対策拠点における浸水対策及び代替施設の検討

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施
- ・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施
- ・ダム操作に関する地元関係者への周知

6. 概ね5年で実施する取組

2) ソフト対策の主な取組

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- ・水防連絡会等による水防団との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し
- ・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施
- ・洪水での河岸侵食等も考慮した、水防用資機材の配置計画の見直し及び広域支援の検討
- ・巡視員の安全性確保やリスクの高い箇所を含めた巡視計画の見直し及び樋門操作員等の安全確保に関する避難基準等の検討
- ・計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討

■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- ・浸水被害確認システムによる内水状況の共有
- ・現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施
- ・排水ポンプ車等による訓練の実施
- ・ダム容量を有効活用するためのダム操作について判断基準、操作ルール等の検討を実施

洪水を河川内で安全に流す対策

- 〈肱川〉 惣瀬箇所の堤防整備【平成30年度】、小長浜箇所の堤防整備【平成32年度】
東大洲箇所外6箇所の段階的嵩上げ【平成30年度】
旧堤撤去による流下能力不足解消【平成28年度】、鹿野川ダムの改造【平成30年度】
- 〈久米川〉 久米川工区の段階的嵩上げ【平成30年度：愛媛県】

洪水を河川内で安全に流す対策 位置図



鹿野川ダム改造事業 全体計画

避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 堤防天端を活用した緊急輸送路の整備及び避難路としての活用運用整備
【平成30年度：四国地整】
- 水防活動の迅速化、水害対策に活用できるよう「土のうステーション」を整備
【平成28年度：大洲市】
- 計画規模降雨を超える洪水において、樋門等を活用した早期排水を行うため、浸水等による樋門等の機能停止を回避するための施設強化の検討及び排水機場の整備の検討
【平成28年度：大洲市、愛媛県、四国地整】

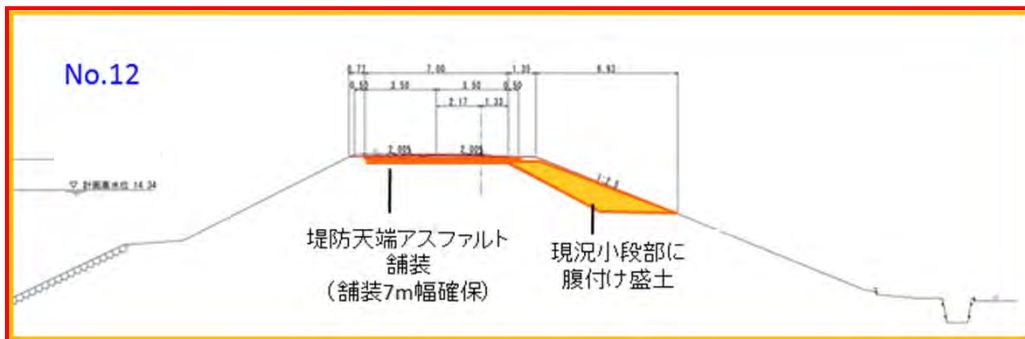
緊急輸送路の整備



土のうステーションの整備



樋門等の施設強化の検討

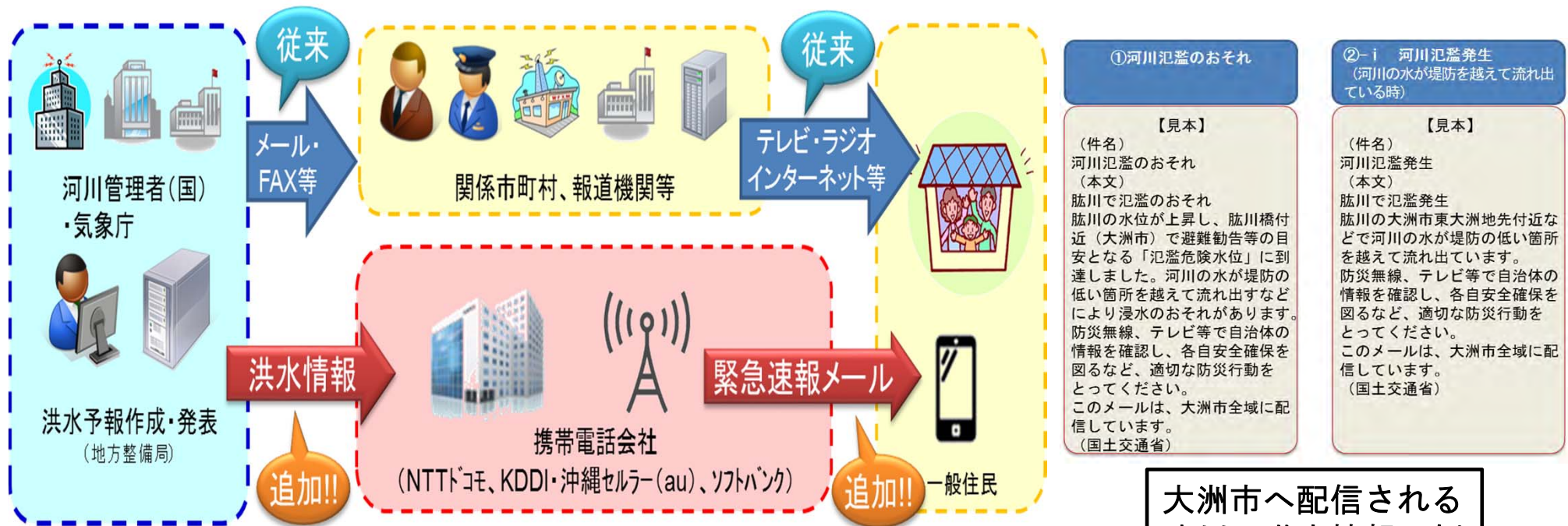


情報伝達、避難計画等に関する取組

- 避難行動等に必要の情報提供内容の検討及びその情報によるリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備 **【平成28年度：大洲市、愛媛県、四国地整】**

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の流域自治体（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」を活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始する。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

大洲市へ配信される 肱川の洪水情報の例

情報伝達、避難計画等に関する取組

- 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上及び訓練の実施 【平成28年度から実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水を対象としたタイムラインの策定及び訓練の実施 【平成28年度から実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水の対応も含めた浸水地区の避難所、避難経路等の検討 【平成28年度：大洲市、四国地整】
- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の指定及び浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表 【平成28年度：四国地整】
- ハザードマップ（統合型防災マップ）の改良・周知 【平成28年度から検討実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

タイムラインの高度化及び訓練



ハザードマップの改良・周知



大洲市の統合型防災マップ

※大洲第2観測所水位については、平成16年8月実績洪水を用いている。

情報伝達、避難計画等に関する取組

○現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水に対する被害軽減のための「災害・避難カード」の取組
【平成28年度：大洲市、愛媛県、気象台、四国地整】

災害・避難カードモデル事業

内閣府が実施している「災害・避難カード」モデル事業について、三善地区が今年度モデル地区として選定された。三善地区自主防災組織が主体となり、住民自らが「災害・避難カード」を作成できるようにするためにワークショップ等を開催。今後、ワークショップ等を数回開催し、三善地区の災害・避難カードを年度内に作成する予定。

はじめに 「災害・避難カード」とは？

- 自然災害による被害の軽減のためには、
住民自身による適時適切な避難がきわめて重要！
- 避難すべき場所などをあらかじめ認識しておくための
仕組みとして「災害・避難カード」を作成する！



これらの情報を、水害・土砂災害等 災害種別毎に整理

災害・避難カード(●●地区XX)

災害種別ごとに避難行動の内容と避難の合図について整理した「タイミング表」

災害	避難先・場所	避難の合図
土砂災害	A小学校 (そこまで逃げられない場合はマンション)	土砂災害警戒情報
X川のはん釜	C市民会館	はん釜危険情報

※災害に巻き込まれないために、日頃からどのような情報に注意すればいいのか確認しておきましょう！

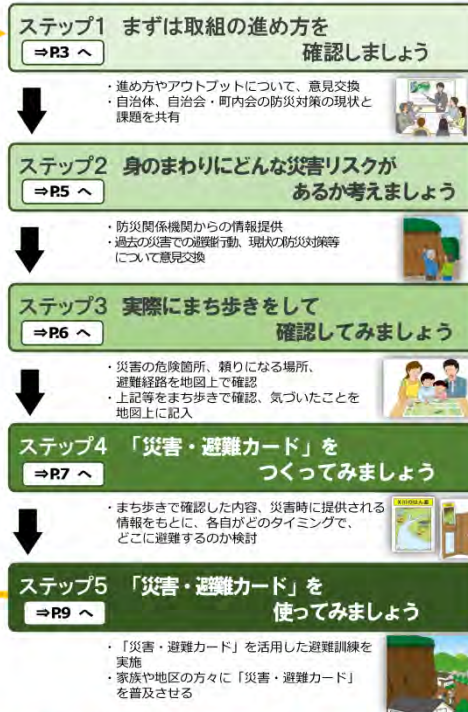
出典：「土砂災害から身を守る！」パンフレット（内閣府（防災担当））

作成した「災害・避難カード」は、

- * 自宅の冷蔵庫など普段、目にとまる場所
- * 財布の中に入れて持ち歩く ※内閣府ウェブサイトより

1. 「災害・避難カード」の作成手順

取り組みを受けて、継続的にカードを見直ししていく



※これは、進め方のモデルであり、地区の実情や取り組むべき課題を踏まえながら検討します ※内閣府ウェブサイトより

スケジュール

6月9日
幹事会開催

8月28日
第1回ワークショップ

ワークショップを
数回開催

災害・避難カード
作成

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 避難を促す緊急行動のトップセミナーの開催及び共同点検の実施
【平成27年度から毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
【平成29年度：気象台】
- 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
【引き続き実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

首長も参加した緊急避難行動を促すセミナーの実施



トップセミナーの実施 (H27. 10. 19)

広報用資料の作成

災害情報配信サービス

市・町から災害情報のメール配信サービス

災害はいつ起こるか分からない。自分の命は自分で守る。災害情報を取得できるように、予め備えておきましょう。
【備前県選(備えあれば患いなし)】

メール配信サービスは、事前に「申し込み」が必要で、通知に関する費用(スマートフォン料、通信料)は各自負担となります。

大洲市災害情報メール

大洲市から災害情報のメール配信サービス

災害発生時、大洲市から災害情報のメール配信サービスが開始されます。

配信される情報

- 災害発生時
- 避難指示
- 避難所
- 避難所
- 避難所

配信方法

1. 申し込み

2. 申し込み

3. 申し込み

愛媛県防災メール

愛媛県から災害情報のメール配信サービス

災害発生時、愛媛県から災害情報のメール配信サービスが開始されます。

配信される情報

- 災害発生時
- 避難指示
- 避難所
- 避難所
- 避難所

配信方法

1. 申し込み

2. 申し込み

3. 申し込み

えひめ河川メール

えひめ河川から災害情報のメール配信サービス

災害発生時、えひめ河川から災害情報のメール配信サービスが開始されます。

配信される情報

- 災害発生時
- 避難指示
- 避難所
- 避難所
- 避難所

配信方法

1. 申し込み

2. 申し込み

3. 申し込み

携帯電話・スマートフォンでの指定により情報を取得できるメールサービス

NTTコム 緊急連絡センター 緊急メールサービス

KDDI 緊急メールサービス

大洲市チラシ

川の防災情報をリアルタイムでお届けします!

えひめ河川メール

登録無料!

災害発生時、えひめ河川から災害情報のメール配信サービスが開始されます。

配信される情報

- 災害発生時
- 避難指示
- 避難所
- 避難所
- 避難所

配信方法

1. 申し込み

2. 申し込み

3. 申し込み

愛媛県チラシ

みなさんに問題です。重要水防箇所

って知ってますか?

(※) 洪水などのときに、特に注意が必要な箇所です。

堤防の高さが 堤防の幅が 堤防の形状が

“低い”箇所 “狭い”箇所 “決壊した”箇所

は、河川管理者が定期的に「重要水防箇所」に指定しています。

危険なときは早めに避難!

みなさんのお家の「重要水防箇所」は、要配慮ホームページで確認いただけます。必要に応じて、必要に応じて確認してください。

重要水防箇所は、水防団(消防団)や自治会(町会)が、河川管理者と連携して、河川管理者の指示に従って対応してください。

河川管理者は、大雨や洪水のときに発生する「重要水防箇所」を、事前に確認し、必要に応じて、必要に応じて確認してください。

(お問い合わせ先) 愛媛県土木課河川課 089-912-2672

愛媛県チラシ

気象庁が提供する気象情報等の活用

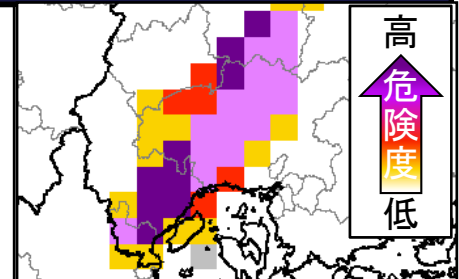
警報等を解説・見える化する

危険度を色分けした時系列

		今日					明日				
		9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時	
大雨	雨量(mm)	10	30	50	80	50	30				
	(浸水害)										
	(土砂災害)										
洪水											
風	陸上(m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12	
	海上(m/s)	20	25	25	30	25	25	20	15	15	

メッシュ情報

洪水注意報・警報の情報を補足する情報としての視覚的なメッシュ情報を提供



危険度の高まるタイミングやエリアを確認

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施
【引き続き実施：大洲市、愛媛県、四国地整】

若宮地域自主防災組織の取組状況

- 若宮地域自主防災組織では、新に住まわれた人や世代交代などにより意識が薄れていることを懸念し、独自にDVDを作成。大洲河川国道事務所もDVD作成に協力。
- 若宮地域自主防災組織主催でDVDの上映と住民説明会（意見交換会）を開催。大洲市と国土交通省は、説明会に参加し質問に対する回答や助言を実施。

日時	平成28年7月27日 19:00～20:30
場所	大洲市肱北公民館 若宮分館 2階大ホール
主催者	若宮地域自主防災組織(若宮地域自治会)
参加者	若宮地域自主防災組織、若宮地域住民(約80名)、大洲市、大洲河川国道事務所



自主防災組織自ら過去の証言をいれながらDVDを作成

意見交換会での意見等

- ・想定最大規模の降雨であれば、避難先はどうすればいいのか。
- ・ハード面での整備も大事だが、避難方法や避難行動を大洲市や国交省で考えて欲しい。
- ・近県でこの様な降雨があるということは、大洲でも起きる可能性はある。たまたま最近災害がない、地震もない。九州等他の地域は甚大な被害であるため、安心してはいけない。

国・市からの回答等

- ・今回の想定は、水防法の改定で公表することとなった。肱川においても国(气象台含む)・県・大洲市と減災対策協議会を設立して協議している。
- ・当該地区では、10m以上浸水するため高いところへの避難になるが、道路や土砂災害の情報も必要であり、今後避難計画の立案が必要となる。
- ・想定最大だけでなく計画規模、近年の大出水や通常の出水にも気をつけて欲しい。防災に関して、国、県、市で情報を出しているため活用して欲しい。



DVD上映・意見交換会の様子

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- 水防連絡会等による水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し
【引き続き毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施
【引き続き毎年実施：大洲市、愛媛県、四国地整】
- 計画規模降雨を超える洪水を考慮した水防拠点の代替施設の検討
【平成28年度から検討実施：大洲市、四国地整】



重要水防箇所の共同点検状況



関係機関との訓練状況



現在の水防拠点（防災ステーション）

要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

○要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施

【平成28年度から順次計画：大洲市、愛媛県】

○大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

【平成28年度：大洲市】

要配慮者の支援対策

第21節 要配慮者の支援対策

市、県及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部と福祉担当部等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

なお、具体的な支援策等については、本節に定める内容のほか、「災害時要配慮者支援プラン」に基づくものとする。

1 要配慮者の定義

要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号において規定されており、高齢者、障がい者、乳幼児等その他特に配慮を要する者をいう。

2 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10において規定されており、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するものをいう。

3 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部と福祉担当部等との連携の下、平時より避難行動要支援者の避難の支援、安否確認等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の対象者は、災害時要配慮者支援プランに記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新する。

(3) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層固めるものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 緊急連絡体制の整備

市は、災害に関する予報や警報等の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、避難勧告等の発令の情報を防災行政無線等の手段により、迅速に伝達するとともに、自主防災組織及び関係機関等と連携し、避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを策定する。

5 避難支援等関係者の対応及び安全確保

(1) 避難支援者とは、災害時要配慮者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う人である。

(2) 避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

(3) 避難支援等関係者の安全の確保は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っており、避難方法を決定していくことが必要となる。避難支援等関係者は、ボランティア精神に基づき行うもので、災害時要配慮者の避難支援の実施に関して責任を負うものではない。

6 避難体制等の確立

市は、避難支援をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に決めておく。

また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分に配慮する。

資料編	福祉避難所一覧	p.185
-----	---------	-------

7 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせて防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

8 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管轄者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりを促す。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設間相互の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

災害情報提供のチラシ等による啓発

発信する情報の種類

危険度	自主避難	避難指示
危険度	●必ずしも全ての要配慮者に避難しなくてもよい。 ●避難中の身命や生活財産は自分で管理してください。	●避難所、備わった物資等は、避難時ともに避難所への早めの避難を促してください。 ●避難所が満員になった場合、避難できるような場所を探してください。
危険度	●避難所へ早急かつ迅速に避難してください。 ●避難所の手配、避難先の手配を完了してください。 ●また避難していない場合は、たがりに避難所へ避難を促してください。 ●避難の遅れや逃げ遅れは、生命を守る行動を取ってください。	

避難所 避難所（避難所）の確保が確保されていない場合は、避難所を確保していただきます。避難所の確保・作製等も確保して、避難していただく避難所を確保してください。

※避難所のない場合は、避難所を確保し確保できない場合は、避難行動要支援者等が避難所を確保することが必要となります。事前に確保可能な避難所を確保してください。

テレビ/パソコン/携帯電話/スマートフォン/ラジオなどから
気象情報や災害情報の収集を積極的にに行いましょう。

防災行政無線や広報車による情報発信
大洲市は、大洲市の水防が重要であり、大洲市消防本部が防災行政無線や広報車による情報発信を行っています。また、大洲市消防本部が防災行政無線や広報車による情報発信を行っています。また、大洲市消防本部が防災行政無線や広報車による情報発信を行っています。

フリーダイヤル0120-00-8863(通話無料)

地上デジタルテレビによる情報発信
地上デジタルテレビを活用し、気象情報や災害情報を発信しています。テレビで防災の情報を発信してください。

インターネットによる情報発信
●大洲市公式ホームページ(災害情報)
●大洲市消防本部ホームページ(災害情報) 連絡先: <http://www.city.ozu.ehime.jp/>
●大洲市消防本部ホームページ(災害情報) 連絡先: <http://www.river.go.jp/>
●大洲市消防本部ホームページ(災害情報) 連絡先: <http://www.kanai.co.jp/>
●大洲市消防本部ホームページ(災害情報) 連絡先: <http://www.mitsuyama-hokai.jp/>

お問い合わせ: 大洲市 危機管理課 ☎24-1742 大洲消防署 ☎24-0119

災害時の情報提供

災害が起きた時、自分の身は自分で守ることができるように、大洲市では災害時の情報を様々な方法で発信しています。
【主に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令の情報】
また、災害情報を受け取るためには、事前に登録が必要なものもありますので、万が一に備えて、積極的に登録活用してください。

大洲市

大洲市チラシ等による啓発

排水活動及び施設運用の強化に関する取組

- 浸水被害確認システムによる内水状況の共有 【実施中：大洲市、四国地整】
- 現状の河川管理施設の能力を大幅に上回る洪水による浸水想定も考慮し、排水機場、樋門、排水路等の情報共有、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置も踏まえた排水計画及び広域支援の検討を実施 【平成28年度から検討実施：大洲市、四国地整】
- 排水ポンプ車等による訓練を実施。 【毎年実施：四国地整】

排水ポンプ車の訓練



ポンプ委託排水の実施



大洲市による西大洲地区のポンプ排水状況

7. フォローアップ

フォローアップ

- 今回の取組方針については、平成28年5月30日に公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定等を踏まえ、改めて取組方針の見直しを実施し、取りまとめたものである。
- 各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

